

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和2年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)及び富山県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)においては、別表第1項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>○高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者に係る申請等の受理・申請等に係る事実についての審査・申請等に対する応答に関する事務 <p>○高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者証に関する事務・被保険者資格証明書に関する事務・特定疾病療養受療証に関する事務・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 <p>○高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務</p> <p>具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 <p>○高確法第69条第1項の措置に関する事務</p> <p>具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・措置に関する事務 <p>○高確法第92条の一時差止めに関する事務</p> <p>具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・一時差止めに関する事務 <p>○高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>具体的には、以下の事務となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料の徴収に関する事務・保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療市町村システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(59の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	後期高齢者医療制度において市町村事務とされている、各種申請の受付・引渡しなど被保険者と直接接する窓口業務等や保険料の徴収事務等	高齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)及び富山県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。))においては、別表第1項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者に係る申請等の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 ○高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者証に関する事務 ・被保険者資格証明書に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月8日	//	//	<p>○高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務</p> <p>○高確法第69条第1項の措置に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・措置に関する事務</p> <p>○高確法第92条の一時差止めに関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・一時差止めに関する事務</p> <p>○高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務</p>		
平成27年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム 宛名管理システム 団体内総合宛名(関連)システム 中間サーバー	後期高齢者医療システム・後期高齢者医療広域連合電算処理システム・宛名管理システム	事前	
平成27年10月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成27年10月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>[別表第二における情報提供の根拠] (80, 83の項)</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠] (82の項)</p>		事前	
平成27年10月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 山口 忠司	保険年金課長 杉本 周児	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象 人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	
平成27年10月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成27年9月1日 時点	事前	
平成27年10月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成27年9月1日 時点	事前	
令和1年6月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 杉本 周児	保険年金課長	事前	
令和1年6月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170	事前	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	
令和1年6月7日	IV リスク対策	<新規>	評価書の通り	事前	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	「接続しない(入手)」及び「接続しない(提供)」は空欄。リスク対策に「十分である」と記載	「接続しない(入手)」及び「接続しない(提供)」に○。リスク対策の記載を削除	事後	